

ＥＴＦの併合手続きの簡素化に伴う有価証券オプション取引の選定基準等の見直しについて

2014年11月26日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、本年12月1日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等を図るため、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第45号）が本年12月1日に施行され、投資信託の併合手続きの簡素化等の見直しが行われることを受け、株式会社東京証券取引所において、ＥＴＦ同士が併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定される「併合」を指します。以下同じ。）を行う場合の上場手続きを簡素化する等の制度整備が行われることから、有価証券オプション取引の対象証券であるＥＴＦの併合に伴い新たに上場するＥＴＦを有価証券オプション取引の対象証券とする場合の選定基準等の取扱いについて、所要の改正を行うことによるものです。

I. 改正概要

1. 併合に伴い新たに上場するＥＴＦに係る選定基準の取扱い
 - ・ 併合に伴い、新たに上場するＥＴＦをオプション対象証券とする場合の売買高等選定基準については、併合前のＥＴＦの売買高等を勘案するものとします。
2. 併合に伴い上場廃止となるＥＴＦに係る有価証券オプション取引の取引最終日等の取扱い
 - ・ 併合に伴い、ＥＴＦが上場廃止となる場合には、当社が定める日以降において、併合の効力発生日以降の日を取引最終日とする限月取引が2つ以上となる新たな限月取引を行わないこととし、有価証券オプションの取引最終日は、当該ＥＴＦの上場廃止日の前々日とします。
3. その他
 - ・ その他所要の改正を行うものとします。

(備考)

- ・ 業務規程第9条第3項
- ・ 業務規程施行規則第27条第1号（1）
b (a)

II. 施行日

- ・ 2014年12月1日から施行します。

以 上